（記載例第２号）

定　款　変　更　条　文

○○農業協同組合定款の一部を次の新旧対照表のとおり変更する。

（変更後）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （現　行）

|  |  |
| --- | --- |
| （役員の欠格事由）  第28条の２ 次の各号に掲げる者は、役員となることができない。  １ 未成年者  ２ 禁治産者又は準禁治産者  ３ 破産宣告を受け復権していない者  ４ 農業協同組合法（以下「法」という。）、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律又は有限会社法に定める罪により刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から２年を経過していない者  ５　前号に定める罪以外の罪により禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。  （役員の選挙）  第29条（略）  （役員の改選請求）  第30条（略）  ２　前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは、農業経営規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。  ３．４ （略）  ５　第３項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会  の日の７日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければない。  附　則  この定款の変更は、知事の認可を受けた日から効力を生ずる。 | 第29条（略）  第30条（略）  ２　前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業規程若しくは、農業経営規程の違反を理由とする改選の請求箱の限りでない。  ５　第３項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の日から７日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。 |

定款附属書役員選任規程

（変更後） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（現　行）

|  |  |
| --- | --- |
| （選任議案）  第３条（略）  ２　組合長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、推薦会議において推薦された者を候補者として議案を作成しなければならない。  ３　前項の推薦会議は、別表に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。  （候補者の承諾）  第４条（略）  ［削　除］  附　則  この規程の変更は、知事の認可を受けた日から効力を生ずる。 | （選任議案）  第３条（略）  ２　組合長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員で、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成しなければならない。  第４条（略）  第５条次の各号に掲げる者は、役員となることができない。  １　未成年者  ２　禁治産者又は準禁治産者  ３　破産宣告を受け復権していない者  ４　農業協同組合法（以下「法」という。）、商法、株式会社の監査  に関する商法の特例に関する法律又は有限会社法に定める罪によ  り刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から２年  を経過していない者  ５　前号に定める罪以外の罪により禁固以上の刑に処せられ、その  執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。  ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。 |